

## 30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修希望 (希望の場合○を入れてください)	対応
4	要望	統一化帳票	現状、統一化帳票はCSVファイルにて提供され、事業者がダウンロードして取り込む事となっているが、事業者ダウンロードではなく確定使用量と同様な提供にして頂きたい。	BP化については、各事業者様のご意見も伺いつつ今後検討したいと思います。	1	継続
5	要望	確定使用量	送配電から提供される確定使用量データに欠損があった場合の修正リードタイム目標値を定め、顧客請求に支障ない様にして頂きたい。	ご指摘の点については今後状況を確認のうえ整理していきたい。	1	継続
8	要望	確定使用量BP運用事例集1.2版 P 7	検針日から起算して4営業日を超えての提供が5月で6回発生しています。改善をお願いいたします【東京電力】計量器交換ファイルも月間確定使用量メッセージより後での提供となっています。	現在、システムトラブル等により通知に一部遅延が発生しているものの、解消に向け対応中と認識しています。	1	継続
9	意見	確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格Ver3A P 7	提供可否コード(JP06405)が否の場合、計器区分コード(JP06407)「◎」、確定使用量対象年月日(JP06423)「○」など”必ず使用するデータ要素”が提供されていません。	運用事例集に記載(P.19 JP06405の項目)のとおり、提供可否コードが否の場合に、後続のデータ項目が省略されることがあります。BP標準規格の記載が分かりやすくなるよう検討します。 → <b>BPの記載方法については要検討</b>	1	対応後クローズ
10	要望	【発電者の仕訳後の電力量のお知らせ】(低圧)	旧制度では開示されていた指示数が開示されなくなっている。新書式では電力量の提示のみであるため、電力会社様から提示される電力量の根拠が全く不明となっており、提示される値の妥当性を検証することができない。電力量だけでなく、これまで開示されていた指示数を併せて提示していただきたい。	標準化帳票に記載する項目については、広域的運営推進機関設立準備組合の各検討会等において意見照会を行い、頂いたご意見を反映して作成いたしました。特に指示数に関してのご意見は無かったと認識していますが、ご意見を踏まえ、他の事業者のニーズや一般送配電事業者の状況を確認のうえ、検討したいと考えております。	1	継続
12	要望	標準化帳票仕様(ファイル名、データ属性) 20160412.xlsx  「ファイル名(発電者の仕訳後の電力量)」シート	ファイル名が長く(75バイト程度)、命名規則の細部で統一されていない。作成ファイル、公開方法等、各社の仕様を個別に確認することなく、統一的な命名規則、運用方法としていただきたい。	標準化帳票はファイル形式や提供項目を標準化したものであり、ファイル名は各一般送配電事業者の仕様に基づきます。他の事業者のニーズや一般送配電事業者の状況を確認のうえ、対応方法・時期も含め検討します。	1	継続
13	要望	確定使用量BP・30分電力量BP_運用事例集_1.2版 71頁 5. EDI共通規格に関する補足	XMLスキーマにおける名前空間の設定について、現状では運用事例集に補足として記載されているのみの認識であるが、規格自体の内容であるため「小売電気事業者・一般送配電事業者間EDI共通規格」へも反映いただきたい。	次回改定時に反映できるよう検討します。 → <b>規格見直しで対応完了予定</b>		対応後クローズ
18	要望	-	低圧についても「地点の最大需要電力」を連携していただきたい。	低圧実量制における最大需要電力は、「契約電力算定結果内訳」帳票にてご確認をお願いします。	2	継続
19	要望	-	実量託送契約の場合その根拠となる最大需要電力を連携していただきたい。	同上	2	継続
20	要望	メッセージファイル名称付与規則	メッセージファイル名称に発信者コードを追加していただきたい。	各社システムへの影響が非常に大きいと推測されるため、メッセージファイル内をご確認いただくようお願いします。		継続
21	要望	廃止時の低圧確定使用量メッセージ	9/29廃止の拠点について、確定使用量メッセージが9/30まで掲載されていた。また指示数が電力量合計と一致しなかった。 9/30は全コマ0が入力されていたが、なぜ9/30まで掲載されているのか北海道電力に問い合わせたところ、以下の回答があった。自社のシステム都合により、誤請求を招きかねない手作業が入ること、かつ使用量の根拠となる指示数を提供できないことは理由にならないため、至急改善を要望する。 <回答> この需要家様は9/30時間指定なしの廃止申し出となっています。現在の廃止の取り扱いでは、時間指定なしの場合は廃止日の0時の指示数を最終とさせていただきますが、システム上は24時の指示数にて最終となっています。よって今回の場合は0時30分から24時までの使用量を0kWhに手補正しておりますが、指示数までは補正出来ない状況ですのでご了承願います。	当該一般送配電事業者へ内容を確認中です。  → 小売電気事業者様からは、至急のシステム対応を求められておりますが、現状はネガワット取引等制度要件への対応や、システム不具合等への対応が重なり、弊社・メーカーとも手一杯な状況でございます。このため、大変申しわけありませんが、ご指摘の改修については速やかな対応が困難な状況です。今後、対応の目途を立てるべく、関係者で検討を行い、改修予定次期が確定次第ご連絡申し上げます。		

## 30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修希望 (希望の場合○を入れてください)	対応
23	要望		<p>現在、高圧実量制の契約電力算定結果内訳データがアップされるのが、エリアによって確定値の翌日～数日後になることがある。</p> <p>電気料金を算出するにあたり、新規実量制施設は過去の最大需要電力が記載された算定内訳ファイルの情報が必須の為、確定値データと同時にアップしていただきたい。</p> <p>また、一度アップした算定内訳ファイルを差し替える場合は、事前に予告した上で、修正があった部分も連携いただきたい。</p>	<p>確定使用量については、検針日から起算して4営業日まで、契約電力算定結果内訳は、検針日から起算して5営業日目までを目途に提供することを定めています。</p> <p>これを逸脱している場合があれば、事業者へ確認いたします。</p> <p>また、ファイル名の変更・連絡なく契約電力算定結果内訳が差し替えられている事例についても同様に事業者へ確認いたしますので、詳細を確認させて下さい。</p> <p>→ 改めて確認したところ、現時点では提供が遅れることはないため、様子見とさせていただきます。また、ファイル名の変更・連絡なく契約電力算定結果内訳が差し替えられている事例については、事業者へ改善いただくよう依頼いたしました。</p>	1	クローズ
24	要望	制限中止割引時間	<p>スイッチング支援システム小売電気事業者向け説明会(2015年10月)の資料P.34にて、当月の制限中止割引について「検針日から起算して5営業日目までを目途に提供」とあるが、1ヵ月遅れて提供されるケースが発生している。</p> <p>さらに遅れて提供される際、事前の連絡はなく、当月分に含まれている場合やいつの間にか託送HPにアップロードされている場合など送配電事業者で運用が異なり対応が煩雑であるため、ルールの徹底および運用フローの統一をいただきたい。</p> <p>対象送配電事業者：東北電力、東京電力PG、中部電力、中国電力</p>	<p>ご指摘の資料に記載があるよう5営業日までに提供できるよう注意喚起を行います。</p> <p>また、提供が遅れる場合の運用については各社の状況を確認いたします。</p> <p>→ 検針日直前に停電が発生した場合など、システムでの処理までに制限中止割引が間に合わないケースが発生することがあります。停電エリアの特定、停電原因の特定、制限中止割引と段階を踏んで処理を行う必要があるため、例外についてご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>また、制限中止割引が遅れる場合の運用（詳細は別紙参照）は、北海道電力、北陸電力、関西電力、四国電力、九州電力、沖縄電力についてはメール、電話等で連絡を行う運用となっています。</p>		
25	要望	30分電力量通知	<p>特段の事情がないにもかかわらず、30分電力量の通知開始が契約切り替え日から数日を要しているケースが散見される（特に中部電力殿）。またその際に送配電事業者より何の連絡もない。契約開始日の0:00～0:30より確実なデータ配信をお願いするとともに、万一配信がずれ込む場合には前広な連絡をお願いしたい。</p>	<p>ご要望いただいた旨を該当会社へ連絡いたします。</p> <p>→ 該当会社へ確認したところ、11月1日に一部の需要者について発生した事象とのことです。既に改善しており、今後は発生しないと伺っています。</p>		
26	要望	30分電力量通知	<p>「JP06121」（管理番号）の採番方法が各送配電事業者によって異なる。常時線・予備線で番号を分けている事業者が多いが、その採番がまちまちであるため、統一性を重視し共通の採番方法にしていただきたい。</p>	<p>ご指摘の「JP06121」（管理番号）について各社の取り扱いがどのようになっているのか確認いたします。</p> <p>→ 各社の「JP06121」（管理番号）は別紙のとおりです。番号体系が大幅に異なっており10社を統一することは困難と考えます。なお、別紙の内容については、運用事例集に反映予定です。</p>		
27	要望	確定使用量通知	<p>供給地点特定番号が変更になった際の、確定使用量通知における取扱が送配電事業者により異なっているため、統一していただきたい。</p> <p>(例) 2016年11月1日付けで供給地点特定番号が変更        月間確定使用量の対象期間： 2016年10月1日～10月31日        ファイル連携日： 2016年11月4日</p> <p>月間確定使用量データの地点番号は送配電事業者により①のケースと②のケースがある        ①対象期間「10月分」なので変更前の番号となる        ②連携日が11月なので変更後の番号となる</p> <p>②のケースの場合、顧客情報に11月時点で変更前後の2つの供給地点特定番号を持たなければならないため、①に統一していただきたい。</p>	<p>下記の対応となります。</p> <p>①東京電力、北陸電力、関西電力、中国電力、沖縄電力        ②中部電力（稀にしか発生しない事象のため現状のままとさせていただきます。）</p> <p>なお、北海道電力、東北電力、四国電力、九州電力については、原則供給地点特定番号の変更を行わないため、左記のような事象は発生しないとのことです。</p>		クローズ